



目 次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統 計 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課)	1
○高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(建設管理課)	1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	2
○道路の区域変更(3件)	(道 路 課)	2
○道路の供用開始	( " )	2
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の退任	( " )	3
○土地改良区の清算人の退職	( " )	3
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更	(漁業管理課)	3
高知県教育委員会告示		
○告示(学校教育法の規定による技能教育のための施設及び連携科目等の指定)の一部改正	(教育委員会 事務局高等 学校課)	4
落札公告		
○落札者等の公告	(建設管理課)	4

告 示

高知県告示第760号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
高知県性感染症実態調査

2 調査の目的

県内の性感染症患者数を全数調査し、性感染症の実態を把握するとともに、今後の性感染症対策の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域  
高知県全域
- (2) 単位  
人
- (3) 属性

産婦人科系(産婦人科、産科又は婦人科)、泌尿器科・皮膚科系(性病科、泌尿器科、皮膚科又は皮膚泌尿器科)又は耳鼻咽喉科のいずれかを標ぼうする医療機関で、新たに性感染症患者と診断された者

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項  
疾病別(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症又は梅毒)、性別及び5歳年齢階級別の数
- (2) その基準となる期間  
平成25年1月1日から平成26年12月31日まで

5 報告を求める者

- (1) 数  
165医療機関
- (2) 選定方法  
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織  
県が高知県医師会、高知県泌尿器科医会、高知県皮膚科医会、高知県産婦人科医会及び高知県産科婦人科学会の協力を得て報告を求める。
- (2) 調査方法  
電子メール又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

平成25年1月1日から平成26年12月31日まで

高知県告示第761号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類

平成24年11月28日	株式会社ワイ・エム・インターナショナル 土佐市高岡町乙1179-21 YMマンション105号	デイサービスたからまち 香美市土佐山田町宝町四丁目4番32号 通所介護 介護予防通所介護
平成24年12月1日	株式会社介援隊 四万十市具同5303番地4	ヘルパーステーション介援隊 四万十市具同5303番地4 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	居宅介護支援事業所介援隊 四万十市具同5303番地4 居宅介護支援

高知県告示第762号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大津を除く区域

小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの

高知県告示第763号

高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱(平成18年12月高知県告示第772号)の一部を次のように改正する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

第3条第4項第1号ウ中「従業者がいる者」を「従業員がいる者(資格審査を初めて申請する者(以下この号において「新規申請者」という。)を除く。)」に、「今後」を「当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を資格審査を申請する日(以下この号において「申請日」という。)までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては」に、「資格審査を申請する日」を「申請日」に、「しないもの」を「しない者」に改める。

**附 則**

この告示は、平成24年12月21日から施行する。

**高知県告示第764号**

香美郡赤岡町の一部地区、香美市香北町河野及び物部町仙頭の各一部地区並びに土佐山田町中後入地区、高岡郡越知町佐之国の一部地区並びに高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 赤岡町
- (2) 香美市
- (3) 越知町
- (4) 四万十町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 香美郡赤岡町の一部  
平成12年度、平成13年度、平成14年度及び平成15年度
- (2) 香美市香北町河野及び物部町仙頭の各一部並びに土佐山田町中後入  
平成20年度、平成21年度、平成22年度及び平成23年度
- (3) 高岡郡越知町佐之国の一部  
平成22年度及び平成23年度
- (4) 高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部  
平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称

- (1) 赤岡町地籍図及び地籍簿
- (2) 香美市地籍図及び地籍簿
- (3) 越知町地籍図及び地籍簿
- (4) 四万十町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年12月21日

**高知県告示第765号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
土佐市中原字地床 3706番22から 土佐市中原字地床 3711番1まで	前	11.0 }	245
	後	15.0 }	245
		36.2	
		94.7	

**高知県告示第766号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市仁井田字舟倉 1616番4から 高知市仁井田字舟倉 1617番26まで	前	7.0 }	40
	後	7.0 }	40
		11.5	
		11.5	

**高知県告示第767号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡中土佐町大野見下ル川305番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川322番1まで	前	3.4 }	125
	後	3.4 }	125
		7.0	
		26.7	
高岡郡中土佐町大野見下ル川336番1	前	3.2 }	65
	後	3.2 }	65
		6.5	
		22.3	

**高知県告示第768号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見下ル川305番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川322番1まで	125	平成24年12月21日
高岡郡中土佐町大野見下ル川336番1	65	平成24年12月21日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大月町春遠土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	
理事	野村 昌秀	幡多郡大月町春遠	569
〃	釣井 健市	〃 〃 〃	886
〃	芝岡 健吉	〃 〃 〃	429
〃	渡邊 入鶴	〃 〃 〃	393
〃	田邊 勇	〃 〃 〃	107
〃	中嶋 順右	〃 〃 〃	402
〃	下元 喜義	〃 〃 〃	1437-1
〃	田邊 稔尚	〃 〃 〃	110
監事	川波 修	〃 〃 〃	915
〃	田邊 勝美	〃 〃 〃	106-2
役名 (就任)	氏 名	住 所	
理事	野村 昌秀	幡多郡大月町春遠	569
〃	釣井 健市	〃 〃 〃	886
〃	芝岡 健吉	〃 〃 〃	429
〃	渡邊 入鶴	〃 〃 〃	393
〃	田邊 勇	〃 〃 〃	107
〃	中嶋 順右	〃 〃 〃	402
〃	下元 喜義	〃 〃 〃	1437-1
〃	田邊 稔尚	〃 〃 〃	110
監事	川波 修	〃 〃 〃	915
〃	田邊 勝美	〃 〃 〃	106-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三原村来栖野土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
監事	田野 正利	幡多郡三原村来栖野364-2	
〃	大塚 菊治	〃 〃 柚ノ木 40-8	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、三原村来栖野土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所	
沖本 光雄	幡多郡三原村来栖野279	
東 嘉人	〃 〃 〃	120-1

田中 保	〃 〃 〃	120-3
杉本 浩利	〃 〃 〃	127
沖本 重富	〃 〃 〃	268-1
杉本 忠史	〃 〃 〃	284
尾崎 廣行	〃 〃 〃	289
杉本 憲一	〃 〃 〃	577-5

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- 本県の平成22年の海面漁業・養殖生産量は、103,223トンで、全国の2.0パーセントを占めている（第57次高知農林水産統計年報）。
- 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ33パーセント、19パーセント、29パーセント及び19パーセントとなっている（第57次高知農林水産統計年報）。
- しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

- 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
  - 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
  - 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- 平成24年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 若干
    - (するめいか) 若干
  - 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (さんま) 若干
    - (まさば及びごまさば) 9,000トン
  - 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 15,000トン
    - (するめいか) 若干
  - 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (さんま) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
    - (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 海域別及び期間別の数量は、定めない。
- また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が

小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。  
更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

- (まさば及びごまさば)
- 中型まき網漁業 4,000トン
- さば釣り漁業 若干
- 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

- (まいわし)
- 中型まき網漁業 8,000トン
- 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(3) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

- (まさば及びごまさば)
- 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(さんま)

知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させ

ることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(まさば及びごまさば)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努め

ることとする。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定により平成24年12月6日付で指定技能教育施設に係る連携科目等の指定の変更をしたので、平成21年1月高知県教育委員会告示第1号(学校教育法の規定による技能教育のための施設及び連携科目等の指定)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成24年12月21日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

2の表中

製図 展開図 CAD基本実習 トレース作業	機械製図
--------------------------------	------

を

製図 展開図 CAD基本実習	機械製図
----------------------	------

に改める。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
建設管理課プリントサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号

- 5 落札金額
  - (1) モノクロ印刷  
1 ページ当たり 1 円 6 銭（消費税及び地方消費税を含まない。）
  - (2) カラー印刷  
1 ページ当たり 6 円68銭（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年6月22日